

京都市集団フッ化物洗口支援事業モデル実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、歯の生えはじめからのむし歯予防の取組の一環として、永久歯の萌出が開始する4歳児及び5歳児のむし歯の発生と拡大を予防することを目的とする。

(対象施設)

第2条 集団フッ化物洗口支援事業（以下「支援事業」という。）の対象施設は、京都市内の保育所（園）・幼稚園・認定こども園のうち支援事業実施を希望する施設（以下「実施希望施設」という。）とする。

(事業内容)

第3条 京都市は、実施希望施設がフッ化物洗口を円滑に導入し、歯と口の健康づくりを推進できるように、次に掲げる事項について支援する。

(1) 集団フッ化物洗口の実施に必要とされる初期必要物品の提供

(2) 集団フッ化物洗口の導入及び実施時に必要となる施設職員や保護者等への説明

(事業の申請及び変更の届出)

第4条 実施希望施設は、別に定める様式により市長に申請しなければならない。

2 実施希望施設は、当初申請した実施内容に変更が生じる場合は、別に定める方法により市長に届け出なければならない。

(支援の決定)

第5条 市長は、前条に規定する申請を受理したときは、速やかにこの内容について審査し、適当であると認めたときは、第3条に規定する支援を決定し、その旨を実施希望施設に通知するものとする。

(その他)

第6条 京都市は、実施希望施設の関係者、一般社団法人京都府歯科医師会、一般社団法人京都府薬剤師会、一般社団法人京都府医師会等の関係機関・団体との連携を図り、円滑な事業の実施に努めるものとする。

2 この要綱に定めるもののほか、事業の実施について必要な事項は、健康長寿のまち・京都推進担当局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から実施する。